

検索

いわき労働基準協会

印刷・配布・転載は自由です

リンクはPCから開けます(スマホやタブレットでは開けない場合があります)

福島県最低賃金改定

955円

➡1,033円(+78円)

いますぐ賃金台帳・明細をチェック![助成金を活用!](#) 効力発生年月日 令和8年1月1日

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進シンポジウムが開催されます

-過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ-

本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご発壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

日時 2025年11月25日(火) 14:00~16:00(受付13:30~)

会場 ピッグパレットふくしま 3階中会議室A(郡山市南二丁目52番地)



Webからのお申し込みはこちら <https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>

令和7年の労働災害発生状況(9月末現在速報値)

詳細は別掲資料参照。コロナ感染による災害件数を除きます

死亡災害2件(前年比±0) 死傷災害249件(同+15件6.4%)

ひとこと(ここがポイント!)

「墜落・転落」は件数、割合とも増加している(46件20% 51件21%)

建設業では、前年同時期比で11件34.4%減少しており、13次防最終年である令和4年の同時期と比較しても、22件51.2%減少している。

運輸交通業では、前年同時期比で2件5.9%減少しているが、令和4年の同時期と比較すると、8件33.3%増加している。

工作物石綿事前調査者による事前調査が必要です!

2026年1月1日以降着工の工事から有資格者による調査 義務化スタート

無資格者による石綿事前調査は法令違反になります

区分	対象工作物	事前調査の資格
特定工作物 (厚生労働大臣及び環境大臣が定める工作物)	反応槽 加熱炉 ボイラー及び圧力容器 焼却設備 発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。) 配電設備 変電設備 送電設備(ケーブルを含む。) 配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。) 貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。)	工作物石綿事前調査者のみ
特定工作物以外の工作物	煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。) トンネルの天井板 プラットホームの上家 遮音壁 軽量盛土保護パネル 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。) 上記(~)以外の工作物 ()塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	下記のいずれか <ul style="list-style-type: none"> 工作物石綿事前調査者 一般建築物石綿含有建材調査者 特定建築物石綿含有建材調査者 2023年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

調査者の資格を取得するためには、労働局登録講習機関の講習を修了する必要があります。

工作物 事前調査 講習

検索

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/#c03>

